

【東広島市事業】

西条駅と広島空港を結ぶリムジンバス運行事業計画について

1 事業計画の概要

(1) 運行の目的

東広島市からの運行要請により、学術研究機関や主要企業、近隣の西条酒蔵地区など観光資源へのアクセス性などの立地の良さを生かし、JR西条駅を起点とした新たな空港アクセスルートで広島空港とを結ぶリムジンバスの運行を行う。

(2) 運行事業者

- (ア) 芸陽バス株式会社
- (イ) 中国ジェイアールバス株式会社

(3) 運行系統

- (ア) 西条駅北口～西条 IC<<山陽自動車道>>河内 IC～広島空港
- (イ) 西条駅北口～県道 59 号線～広島空港【迂回系統】

(4) 運行回数

10 回／日

(5) 運賃

大人 片道 650 円（ただし、以下の通り割引運賃を設定）

[割引運賃]

(ア) 小学生以下の運賃

区 分	運 賃
小児	330 円（小児運賃：通常運賃の半額）
幼児 （1 歳以上で小学校就学前の者）	（保護者同伴の場合） 1 人は無料 2 人目からは小児運賃
乳児（1 歳未満）	一律無料

(イ) 障害者の運賃

区 分	運 賃
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳を有する者	330 円（通常運賃の半額）

(ウ) 運行開始から1年間の特別割引運賃（H29.10.29～H30.10.28）

区 分	運 賃
大人	550 円
小児	280 円（小児運賃：通常運賃の半額）
幼児 （1歳以上で小学校就学前の者）	（保護者同伴の場合） 1人は無料 2人目からは小児運賃
乳児（1歳未満）	一律無料
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳を有する者	280 円（大人運賃の半額）

(エ) P A S P Y 割引

運賃全額を P A S P Y で支払う場合は、P A S P Y 割引を適用。

(6) 運行開始予定日

平成 29 年 10 月 29 日（日）

2 協議理由

西条駅と広島空港を結ぶリムジンバス運行事業計画について、三原市本郷地域の一部が運行路線に設定されていることから、当協議会の承認を得るため協議を実施する。

なお、承認した場合、「協議が調っていることの証明書」を運行事業者へ交付する。

(案)

平成 29 年 7 月 日

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成 29 年 7 月 12 日付け三原市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域

西条・空港線

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

- (1) 西条駅北口～(山陽自動車道)～広島空港
- (2) 西条駅北口～(県道 59 号線・河内インター)～広島空港【迂回系統】

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

大人 片道 650 円
ただし、以下の通り割引運賃を設定する。

[割引運賃]

(1) 小学生以下の運賃

区 分	運 賃
小児	330 円 (小児運賃：通常運賃の半額)
幼児 (1 歳以上で小学校就学前の者)	(保護者同伴の場合) 1 人は無料 2 人目からは小児運賃
乳児 (1 歳未満)	一律無料

(2) 障害者の運賃

区 分	運 賃
身体障害者手帳・療育手帳・精神 保健手帳を有する者	330 円 (通常運賃の半額)

(3) 運行開始から1年間の特別割引運賃 (H29. 10. 29~H30. 10. 28)

区 分	運 賃
大人	550 円
小児	280 円 (小児運賃: 通常運賃の半額)
幼児 (1歳以上で小学校就学前の者)	(保護者同伴の場合) 1人は無料 2人目からは小児運賃
乳児 (1歳未満)	一律無料
身体障害者手帳・療育手帳・精神 保健手帳を有する者	280 円 (大人運賃の半額)

(4) P A S P Y割引

運賃全額をP A S P Yで支払う場合は、P A S P Y割引を適用する。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件

特になし

平成 29 年 7 月 . 日

三原市地域公共交通活性化協議会

会 長 野 原 建 一 印